

# 管理組合※が区分所有建物（マンション等）の共用部分の補修工事を行った場合の給付申請について

## ①給付対象となる管理組合

※管理組合法人も含む

- ① 東日本大震災で被害が生じた区分所有建物\*1（以下「被災した区分所有建物」という）の管理組合であること
- ② 以下の事項が管理規約または総会の決議により決められていること
  - ①被災した区分所有建物の共用部分の補修工事\*2を行うこと
  - ②住まいの復興給付金の給付申請を行うこと
  - ③受領した住まいの復興給付金の用途\*3
- ③ 申請する建物の区分所有者が1名以上、その区分所有する住戸に居住していること\*4

\*1 リ災証明書等で「全壊または流出」「大規模半壊」「半壊または床上浸水」「一部損壊または床下浸水」の認定を受けた区分所有建物または原子力災害による避難指示区域等内にある区分所有建物

\*2 区分所有建物の補修工事費が100万円（税抜）以上であること

\*3 申請対象となる区分所有者の共用持分に応じて給付金を分配する、あるいは修繕積立金として使用する等の用途

\*4 区分所有者がその区分所有する住戸を被災時より所有しており、その住戸に居住している場合のみ、給付金額に算入されます。賃貸マンションの所有者がそのマンションに居住していない場合などは対象外です。

## ②給付対象となる区分所有建物

消費税率8%または10%の適用を受けている期間に管理組合が補修工事を行った区分所有建物であること

## ③給付申請額の算出

千円未満は切捨てとなります。

下記のとおり、**A** または **B** のどちらか少ない方を給付申請額とします。

**(A)**

申請対象となる 区分所有者*5の 専有部分の床面積の合計	×	給付単価		消費税率8%のとき	消費税率10%のとき
		り 災 状 況	全壊または流出	1,680円	2,800円
			大規模半壊	1,650円	2,750円
			半壊または床上浸水	1,380円	2,300円
			一部損壊または床下浸水	840円	1,400円

東日本大震災に伴う原子力災害による避難指示区域等内にある区分所有建物については「全壊」の扱いとします。

**A** または **B** のどちらか少ない方

**(B)**

管理組合が 実際に支払った 補修工事費*6	×	申請対象となる区分所有者*5の 専有部分の床面積の合計 ----- 区分所有建物の 専有部分の総床面積の合計	×	消費税率8%のとき	消費税率10%のとき
				0.03 (3%増税分)	0.05 (5%増税分)

\*5 区分所有する住戸を被災時より所有しており、現在その住戸に居住している区分所有者が対象

\*6 管理組合が申請対象となる区分所有者の委託を受け、申請対象となる専有部分の補修工事をあわせて行い、工事費を支払った場合は当該工事費を含めた工事費を申請できます。

#### ④申請方法

■ 管理組合を代表申請者とし、申請対象となる区分所有者は共同申請者として申請してください。また、申請書は「《補修》住まいの復興給付金申請書（管理組合申請用）」の申請書をご利用ください。

■ 申請書類については次項の⑤提出書類を参考にご用意ください。

#### ⑤提出書類

申請書類は、住まいの復興給付金事務局のホームページまたは、お近くの復興局や被災自治体の窓口から入手してください。

提出書類	種別	内 容	部数
《補修》住まいの復興給付金申請書(管理組合用)	原本	管理組合が記入 (ただし、別紙①の共同申請者申告書は共同申請者本人が記名・押印の上、必ず提出する必要があります。)	1部
通帳等の記載面	コピー	管理組合のもの	1部
り災証明書等	コピー	被災した区分所有建物の共用部分のり災を証明するもの ※東日本大震災に伴う原子力災害による避難指示区域内にある区分所有建物の場合は不要	1部
不動産登記における建物の登記事項証明書	原本	申請対象となる住戸の専有面積および区分所有者がわかるもの	各住戸毎に1部
住民票の写し	原本	申請対象となる住戸の全ての居住者がわかるもの	各住戸毎に1部
工事請負契約書	コピー	管理組合と工事施工者の間で結ばれたことがわかるもの	1部
領収書	コピー	工事施工者が発行したもの	1部
補修工事証明書	原本	補修箇所ごとに補修前、補修後の写真をつけて、建築士、または工事施工者の押印を受けたもの	1部
管理組合の实在証明	コピー	《管理組合法人》: 商業登記の現在(履歴)事項証明書 《管理組合》: 理事長選任の決議がある総会の議事録	1部
管理組合同規約	コピー	・専有部分の床面積がわかるもの ・補修工事の実施について総会で決議できることを示すもの	1部
管理組合総会の議事録	コピー	・補修工事の実施を決議されたことがわかるもの ・本制度に申請することを決議されたことがわかるもの ・受領した給付金の用途を決議されたことがわかるもの	1部

#### ⚠️ ご注意ください

- 代表申請者および共同申請者が給付申請できるのは1回までです。  
区分所有者が既に専有部分等の補修工事の発注者として申請し、本給付金の交付を受けている場合は、管理組合が発注する補修工事の共同申請者として申請することはできません。
- 管理組合が発注者として、複数回に分けて補修工事を実施した場合は、まとめて申請してください。申請を複数回することはできません。  
(管理組合がそれぞれ別の区分所有建物を申請する場合は除く)
- 区分所有建物の申請は、通常の審査より時間を要しますので、あらかじめご了承ください。